

V 研究成果等普及啓発事業

研究成果等普及啓発事業 (研究成果発表会)

第1 成果等普及事業の目的

エイズ対策政策研究事業で研究代表者が担当している研究テーマ等の研究成果等について、関係の深い分野の専門的研究を行っている研究者や専門知識をもたない一般の国民を念頭に置いた発表会（以下「発表会」という。）を開催し、厚生労働科学研究を含めた科学技術に対する国民の理解の増進と関心の喚起に資する。

第2 発表内容

発表内容は、次のいずれかの条件に適合するものとする。

- (1) エイズ対策政策研究により実施した研究の成果
- (2) エイズ対策政策研究に関係の深い研究分野の研究者の特別講演、当該研究と密接に関連している他省庁の研究成果の発表、パネルディスカッション等、発表会の内容に幅をもたせることにより普及啓発の効果が高まると期待されるもの

第3 発表会の開催

第30回日本エイズ学会学術集会・総会公開講座として実施する。

日時：平成28年11月23日（水・祝日）夕方（90分～120分程度）

又は平成28年11月26日（土）13：15～14：45（90分）

場所：かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）

収容人員：150名

第4 発表者の役割

- (1) 発表会当日の受付、進行、アンケートの実施等運營業務
- (2) 発表会における配布資料（プログラム、抄録集等）の作成
- (3) 発表報告書（発表内容、アンケート結果等）の作成

第5 エイズ対策研究推進事業運営委員会

エイズ対策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

第6 財団が負担する費用

発表会に係る経費は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程に定める支給基準に基づき、公益財団法人エイズ予防財団（以下「財団」という。）が負担する。ただし、原則として発表者の旅費、謝金は支給しない。

第7 発表会に係る手続き

1 応募の方法

発表会開催に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

(1) 研究成果発表申請書（様式1）

(2) 発表計画（様式2）

なお、財団は、応募申請の採択の可否について、発表申請者（研究代表者）及び発表者に書面で通知する。

2 採択決定後の手続き

財団からの採択通知を受理した発表者は、速やかに準備を進めるものとする。

第8 報告書の提出等

(1) 発表者は、平成29年1月31日までに、発表会報告書を財団に提出しなければならない。

(2) 財団は、研究成果発表に係る報告を刊行物等により公表することができる。

第9 その他

本事業の採択後において、財団が指示する書類を提出せず、又はその期限を守らないなど事業の円滑な実施に支障を来す者については、採択の取り消しを行うことがあるので十分に留意すること。